

須坂市電子入札運用規程

(目的)

第1条 この規程は、市が発注する建設工事の請負、建設コンサルタント等の業務委託及び物品の購入等の競争入札において、電子入札を実施することに関し、須坂市財務規則（昭和55年規則第14号）（以下「規則」という）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に関する事務を処理する情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 入札期間 入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までのことをいう。
- (4) 紙入札 書面による入札書を持参又は郵送して行う入札をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (6) 入札執行者 入札を執行する者をいう。
- (7) 入札参加者 本市が行う電子入札に参加しようとする者をいう。
- (8) 紙入札者 紙入札により電子入札に参加しようとする者をいう。

(入札の公告等)

第3条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 電子入札であること。
- (2) 入札期間に関すること。
- (3) 再度入札に関すること。
- (4) その他電子入札に関し必要な事項

(利用者登録)

第4条 入札参加者は、ICカードを使用して、電子入札システムから利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第5条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、失格基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札期間に入札書等に必要な事項を入力し、電子入札システムから提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書等の引換え変更又は取消しは認めない。

(紙入札)

第7条 前条第2項第2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、紙入札により入札に参加することができる。

2 紙入者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとする。

3 紙入札書等の提出場所については、入札執行者の指示によるものとする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札期間に電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札期間に第6条に規定する入札書等の提出が確認できなかったときは、当該入札を棄権したものとみなす。

(開札)

第9条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。なお、開札にあたって、立会人は不要とする。

2 紙入札者があるときは、入札書記載金額及びくじ番号を電子入札システムに、登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書にくじ番号の記載のない場合又は判別ができない場合は、入札執行者が任意のくじ番号を登録できるものとする。

(再度入札)

第10条 入札執行者は、開札の結果、規則第113条の規定により再度入札を実施する場合は、

予定価格を超過した入札参加者及び紙入札者に対し、電子入札システム又はファクシミリにより通知するものとする。

(入札の無効)

第11条 規則第112条及に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用した入札書
- (2) 有効期限が切れたICカードを使用した入札書
- (3) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方で提出した入札書
- (4) 不正な手段による改ざんされた事項が認められる入札書
- (5) 電子入札書等からウィルスが発見された入札書

(落札者等の決定)

第12条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により通知をするものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により通知をするものとする。

(障害時の対応)

第14条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札の実施が困難と判断したときは、入札期間及び開札予定日時を変更し、又は紙入札へ変更する等必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。